

IEO サービス約款（新規暗号資産販売約款）

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するIEOサービス（次条で定義されます。）の利用及びIEOにおける本取引（次条で定義されます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとします。

第2条（定義）

- 1 「IEOサービス」とは、当社が、発行者の依頼に基づき、お客様に対し新規暗号資産の販売を行うサービスをいいます。
- 2 「発行者」とは、新たに暗号資産を生成した上で、お客様に当該暗号資産を交付し利用できる状態に置く行為（当該行為を、以下「発行」といいます。）を行う者をいいます。
- 3 「新規暗号資産」とは、発行者が発行する暗号資産をいいます。
- 4 「新規暗号資産の販売」とは、新規暗号資産の売却又は新規暗号資産と他の暗号資産を交換する行為のうち、これらの行為によってはじめて発行者及び当社以外の第三者が新規暗号資産を取得するものをいい、新規暗号資産を受け取る権利を売却し、又は他の暗号資産と交換する行為を含みます。
- 5 「本取引」とは、当社が行う新規暗号資産の販売において、当社所定の方法により、新規暗号資産の購入を申し込み（当該購入申込みを、以下「注文」といいます。）、当該新規暗号資産を取得することをいいます。
- 6 「調達資金」とは、新規暗号資産の販売に基づいて取得した金銭又は暗号資産をいいます。
- 7 「対象事業」とは、調達資金の用途となる一切の事業をいいます。
- 8 「払込金額等」とは、新規暗号資産の販売に係る対価としてお客様が払い込む金銭の額又は暗号資産の数量をいいます。
- 9 「開示情報」とは、第5条及び第15条に従い個別の新規暗号資産ごとに開示される情報の総称をいいます。
- 10 「余力」とは、お客様が新規暗号資産の購入を行うための払込金額等とすることができる金銭の額又は暗号資産の数量をいいます。
- 11 「法令等」とは、IEOサービスに適用される法令、監督官庁が策定するガイドライン、自主規制団体等が策定する自主規制規則等の総称をいいます。

第3条（自己責任の原則）

お客様は、IEOサービスの利用に関し、本約款、「IEOサービス（新規暗号資産販

売)の重要事項説明書」及び当社ウェブサイト上の取引ルール(本約款において、以下「本約款等」と総称します。)並びに新規暗号資産に関する開示情報を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第4条 (IEOサービスの利用)

- 1 お客様は、当社が定める口座開設基準を満たすことを条件として、当社が口座を開設した上で、本約款等に定める方法により、本取引を行うことができるものとします。
- 2 当社は、前項の口座開設を承諾しなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第5条 (事前の情報開示)

当社は、個別の新規暗号資産の販売に先立ち、下表に掲げる当該新規暗号資産に関する事項、及びその他当社が発行者において事前の開示を必要と合理的に認める事項についての情報を、あらかじめ開示するものとします。

事前の開示情報	主な開示内容
発行者の情報	発行者の名称・所在地、沿革、主な事業の概要、役員の名前・経歴、業績の概要、財務の状況、社員数、組織及び機関、株式の状況、コーポレートガバナンスの状況等
新規暗号資産の情報	新規暗号資産の名称・ティッカーコード、発行及び販売の目的、具体的な用途、発行上限がある場合には当該上限数、発行済みの数量等
調達資金の情報	調達資金の用途の詳細、調達資金の財務諸表上の取扱い等
対象事業の情報	対象事業の目的・詳細、事業計画の詳細、主要な推進者の経歴、対象事業の破綻が新規暗号資産の価格に与える影響、対象事業の遂行のために必要な体制の状況、対象事業の実現可能性等
新規暗号資産の販売に関する情報	販売価格及びその算定根拠、販売期間(販売期間を定めない場合にはその旨)、注文方法、注文後の撤回の可否及び撤回の方法、払込金額等の下限を設ける場合にはその内容、払込金額等の払込方法及び払込期限、新規暗号資産の販売に条件を付す場合にはその内容等

第6条 (新規暗号資産の販売)

当社は、第5条に基づき開示する販売価格、販売期間その他当該販売に係る条件(総称して、以下「販売条件等」といいます。)に従い、新規暗号資産の販売を行うものとします。

2 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、新規暗号資産の販売（注文の受付及び執行、販売価格の提示等を含みますが、これらに限りません。本条において同様です。）を停止又は中止する場合があります。

- (1) 発行者において、情報開示に係る態勢、調達資金の管理態勢その他法令等に基づく必要な態勢が適切に構築又は運用されていないと当社が合理的に判断したとき
 - (2) 発行者において、発行者からの依頼に基づいて新規暗号資産の販売を継続することが困難な事由が生じたと当社が合理的に判断したとき
 - (3) 新規暗号資産の販売価格が市場実勢を反映していない、又は市場における新規暗号資産の取引量の低下等により適正な販売価格の生成又は維持ができないと当社が合理的に判断したとき
 - (4) 新規暗号資産の取引判断（当該新規暗号資産の売買、他の暗号資産との交換若しくは証拠金取引の実行の判断又はこれらの取引を行う場合の数量、価格若しくは時期についての判断をいいます。以下同様です。）重大な影響を及ぼす事象が発生したとき
 - (5) 当社又は発行者におけるシステム障害、インターネット接続サービスの不具合暗号資産に係る外部環境の変化、その他運用上又は技術上やむを得ない事由に起因して、新規暗号資産の発行又は販売を行うことができないとき
 - (6) 法令等の新設・変更、監督官庁の指示・命令等に起因して、発行者における新規暗号資産の発行、又は新規暗号資産の販売を行うことができないとき
 - (7) 「GMO コインサービス基本約款」に基づき IEO サービスを中断、変更又は廃止したとき
 - (8) 前項各号のほか、新規暗号資産の販売を停止又は中止することがお客様の保護の観点から必要と当社が合理的に判断したとき
- 3 当社は、前項に基づく措置によってお客様に生じた損害について、当社に故意又は過失がない限り、その責任を負いません。

第7条（注文の受付）

- 1 お客様は、当社に新規暗号資産の販売に係る注文をするにあたり、あらかじめ、当社が別途定める方法により、払込金額等を、当社指定の預金口座に送金又は当社指定のアドレスに送付するものとします。
- 2 当社は、取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けるものとします。
- 3 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。

第8条（注文の指示事項）

お客様は、本取引に係る注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。

- (1) 注文数量
- (2) 前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

第9条（注文の取消し及び変更）

お客様は、注文が有効になった時点以降は、当社が認める場合に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

第10条（注文の執行）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- (1) 余力が不足している場合
- (2) 当該注文が本約款等又は第5条第1項に基づく事前の開示情報のうち販売条件等に適合しておらず、又は違反している場合
- (3) 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると合理的に認める場合

第11条（取引の取消し）

当社は、お客様が、当社が指定する方法又は販売条件等で定める方法以外の方法により注文を行った場合、約定価格が販売価格や市場実勢等を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって本取引が成立したと判断した場合には、第13条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は、当社に故意又は過失がない限り、本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につきその責任を負いません。

第12条（取引条件の変更）

- 1 当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（販売条件等、取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。
- 2 当社は、当社に故意又は過失がない限り、前項の措置によりお客様に生じた損害につきその責任を負いません。

第13条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は取引画面に表示するものとします。
- 2 注文の約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第14条（払込総額等の返還）

払込金額等の総額（以下「払込総額等」といいます。）又は新規暗号資産の販売総量が基準値に満たない場合に払込金額等の全部又は一部を返還することが販売条件等として定められている場合で、販売期間の終了時点において当該基準値に満たないことが確定したときは、当社はお客様に対し、当該販売条件等に定められる返還時期及び返還方法に従い、払込総額等を返還するものとします。なお、販売期間の定めがない場合には、販売開始から3か月後を販売期間の終了時点とみなします。

第15条（事後の開示情報）

- 1 当社は、個別の新規暗号資産の販売期間が終了した場合は、速やかに、お客様に対して、次の各号に掲げる事項についての情報を開示するものとします。なお、販売条件等において販売期間の定めがない場合には、販売開始から3か月後を販売期間の終了時点とみなして本項による情報開示を行うものとします。
 - （1）販売期間の終了時点における新規暗号資産の総発行量
 - （2）販売期間の終了時点における払込総額等の合計
 - （3）販売期間の終了時点における新規暗号資産の販売総量
 - （4）販売期間の終了時点における発行者及び関連当事者が保有する新規暗号資産の総量及びその内訳
 - （5）その他当社が発行者において開示を必要と合理的に認める事項
- 2 当社は、個別の新規暗号資産の販売期間が終了した時点から起算して3か月を超えない期間ごとに、次の各号に掲げる事項についての情報を開示するものとします。なお、販売条件等において販売期間の定めがない場合には、販売開始から3か月後を販売期間の終了時点とみなして本項による情報開示を行うものとします。但し、最終の販売期間が終了した時点から起算して5年を経過している又は対象事業が終了している場合には法令等に基づき本項による情報開示を行わないものとします。
 - （1）発行者に関する情報
 - （2）新規暗号資産の発行及び販売等の状況（追加発行等の状況を含みます）
 - （3）発行者及び関連当事者が保有する新規暗号資産の総量及びその内訳
 - （4）新規暗号資産の市場価格（もしあれば）の推移
 - （5）対象事業の進捗の状況
 - （6）調達資金の全部又は一部を使用した場合には、使用した資金の額等及び使途の内容
 - （7）その他当社が発行者において開示を必要と合理的に認める事項
- 3 当社は、発行者及び対象事業に関する重要な事項であって、新規暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに、当該事象の内容及

び発生日についての情報を開示するものとします。

第16条（情報開示の方法）

当社は、電磁的方法によって発行者が公表する開示情報に容易にアクセスできる方法その他当社が法令等に従い合理的と認める方法に従い、第5条及び前条に基づく開示情報を、開示するものとします。

第17条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に係る取引ルールについては、本約款等及び取引条件等に定めるほか、次の各号に掲げる事項を別途定め当社ウェブサイトに表示するものとします。
 - （1）本取引の対象となる新規暗号資産
 - （2）注文の数量の制限
 - （3）取引日及び取引時間
 - （4）手数料
 - （5）前各号に定める事項のほか本取引に関する事項
- 2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。
- 3 本取引に係る取引ルールについて、本約款等及び前項各号で定める内容と取引条件等で定める内容が矛盾抵触する場合には、取引条件等で定める内容が優先して適用されるものとします。

附則

2022年 4月27日 制定